

みなとビジネスWeb利用規定

みなと銀行（以下「当行」といいます）が法人及び個人事業者向けインターネットバンキング「みなとビジネスWeb」（以下「みなとビジネスWeb」といいます）の申込人（以下「契約者」といいます）に対し、みなとビジネスWebを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。

1. みなとビジネスWeb

(1) サービスの内容

みなとビジネスWebは、パーソナルコンピュータ等の端末機を使用し、インターネットを経由して、契約者ご本人が占有管理する端末機（以下「使用端末機」といいます）によって、アンサーサービス（取引照会、振込・振替サービス、料金払込サービス）、データ伝送サービス（総合振込、給与振込、賞与振込、地方税納付代行、口座振替、代金回収、取引照会）その他当行所定のサービス（以下アンサーサービス、データ伝送サービス及びその他当行所定のサービスをあわせて「本サービス」といいます）を利用することができるサービスです。ただし、当行は本サービスの対象となる取引を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なおこの場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

(2) 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なおこの場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

(3) 利用の申込

- ①本サービスの利用の申込みに際しては、当行所定の申込書により「パスワード」その他必要な事項を届出るものとします。本サービスの申込後、当行の手続が終了しますと必要な事項を記載した「サービス開始のお知らせ」が交付されますので、契約者は所定の設定を行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。なお、お申しいただいても当行の判断によりお申込みの受付ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- ②本サービスを利用できる口座は、契約者が当行所定の申込書により当行に届出た名義・住所が同一の契約者本人口座（以下「ご利用口座」といいます）とします。なお、本サービス申込の際には、「ご利用口座」の中から1つの口座を「代表口座」として届出るものとします。

(4) マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザ

- ①契約者はマスターユーザとして、契約者が契約した本サービスにおける各種サービスについてすべての利用権限を有するものとします。
- ②契約者は、マスターユーザの利用権限を一定の範囲で代行する利用者（以下、「一般ユーザ」といいます。）を当行所定の手続により登録できるものとします。
- ③マスターユーザは一般ユーザのなかから管理者権限を有する利用者（以下、「管理者ユーザ」といいます。）を当行所定の手続により登録できるものとします。
- ④契約者は、マスターユーザ、管理者ユーザおよび一般ユーザに関する登録内容の変更について、当行所定の方法で直ちに届出るものとします。なお、変更の種類によっては変更手続の完了までに時間を要することがあり、この場合当行は当行内で変更手続が完了するまでの間、マスターユーザおよび一般ユーザに関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによって契約者に損害が生じた場合でも当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

(5) 本人確認

- ①本サービスをご利用いただく際の本人確認方法には、「ID・パスワード方式」及び「電子証明書方式」があります。
 - イ. ID・パスワード方式
ログインID及びログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - ロ. 電子証明書方式
電子証明書及びログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式本サービスのご利用にあたっては、電子証明書方式を推奨いたします。
- ②本サービスでは、当行に登録されている「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」（以下「パスワード等」といいます）との一致の確認、その他当行が定める方法により本人確認を行います。利用に際して必要な「パスワード等」、その他の本人確認方法、設定方法等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。
- ③契約者が「パスワード等」を指定する場合は、生年月日や電話番号等第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、契約者の責任において適切な番号を指定し厳重に管理するものとし、それらの番号の指定や管理状況について当行は責任を負いません。
- ④契約者が「パスワード等」の変更を行う場合には、当行所定の方法によるものとします。
- ⑤当行が本規定に従って本人確認をして処理を実施した場合、「パスワード等」について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。当行が交付する「パスワード等」が記載されている「サービス開始のお知らせ」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に知られることのないよう、また紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。
- ⑥本サービスの利用について届出られた「パスワード等」と異なる入力が続いて行われ、当行の任意に定める回数に達した場合、その「パスワード等」は無効となります。この場合には、すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込、振替等の依頼は有効に存続するものとします。「パスワード等」を再度設定する場合は、当行に連絡のうえ所定の手続をとってください。

(6) 電子証明書

- ①電子証明書方式の場合、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。（この際、「ログインID」が電子証明書のインストールのために必要となります。）

②電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行うものとします。

なお、当行は契約者に事前に通知することなく、電子証明書のバージョンを変更する場合があります。

③本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。

(7) 電子メール

①契約者は、契約者の電子メールアドレスを当行所定の方法により届出るものとします。

②契約者が一般ユーザを登録する場合、契約者は一般ユーザの電子メールアドレスを当行所定の方法で届出るものとします。

③当行は、振込・振替やデータ伝送サービスの受付結果やその他の告知を、届出の契約者または一般ユーザの電子メールアドレスに電子メールで送信しますのでただちに取引内容を確認してください。

④届出の電子メールアドレスを変更する場合は、当行所定の方法で登録を変更するものとします。

⑤当行が届出の電子メールアドレスに電子メールを送信した上は、届出の電子メールアドレスの誤り、通信障害及びその他の理由により電子メールが未着・延着したときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。これらの未着・延着によって、万一契約者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき場合を除き、当行は責任を負いません。

⑥契約者が届出た電子メールアドレスが契約者の責めにより、契約者以外の者の電子メールアドレスになっていたとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. アンサーサービス：取引照会サービス

(1) (内容)

取引照会サービスは、本サービスのご利用口座について、当行所定の時点における残高及び当行所定の期間の入出金明細または振込入金照会を提供するサービスです。

(2) (対象口座)

①取引照会サービスの対象口座は、予め契約者が当行所定の申込書により指定した預金口座とします。

②取引照会サービスの利用に際しては、予め届出のログインIDまたは電子証明書、ログインパスワードとの一致を確認したとき、当行は送信者を契約者本人とみなしてデータの送信を行います。

③当行が本項②によりデータ送信を行ったうへは、本人確認のための「パスワード等」の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) (通知内容の変更等)

当行がデータの送信を行った後に取引内容の変更があった場合には、すでに送信した内容を変更または取消することがあります。

3. アンサーサービス：振込・振替サービス

(1) (内容)

①振込振替サービスは、依頼日当日に予め契約者が指定した契約者名義のご利用口座から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます）を引落しのうへ、契約者が指定した当行または他の金融機関国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引です。また、依頼日の翌営業日以後当行所定の営業日で契約者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます）に、ご利用口座から振込・振替資金を引落しのうへ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます）も取扱います。

②本項①における入金指定口座の指定は、予め契約者が届出る方式（以下「事前登録方式」といいます）または、都度契約者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます）により行うことができます。

③振込・振替サービスは次の各号の区分により取扱います。

イ.ご利用口座と入金指定口座が同一店内にない場合、またはご利用口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合は、「振込」として取扱います。

ロ.ご利用口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

(2) (振込・振替取引の依頼)

①1日あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます）は、予め契約者が当行所定の申込書で指定した金額（以下「振込振替限度額」といいます）の範囲内とします。ただし、その上限は、当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への振込振替限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込振替限度額とします。

②本サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、予め当行が定める方法及び操作手順にもとづいて、事前登録方式の場合は入金指定口座の受取人番号、（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関名・支店名・および当該口座の預金科目・口座番号・名義（以下「振込先情報」といいます。）、ご利用口座、振込・振替金額、その他の所定の事項を使用端末機によって、入力してください。振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日も入力してください。

(3) (振込・振替先の口座確認)

①本サービスの都度指定方式において、契約者は、当行所定の提携金融機関に対し、振込・振替先口座が、振込先の金融機関に存在するかどうかを確認するサービス（以下「口座確認」といいます。）を利用することができます。なお、口座確認は当行所定の利用時間以外など利用できない場合がありますので、振込先を十分確認のうへご利用ください。

②本サービスによる口座確認を依頼する場合には、使用端末機により予め当行が定める方法及び操作手順にもとづいて、振込先情報を入力すると、振込・振替先口座の確認結果を当行所定の方法により、使用端末機の画面に表示しますので、受取人名義を確認してください。

③当行所定の回数を超えて、実際の振込・振替取引を伴わない口座確認の利用があった場合、当行は口座確認の利用を停止することがあります。口座確認を再度利用する場合は、当行に連絡のうへ所定の手続きをとってください。

(4) (振込・振替取引の依頼内容の確認)

- ① 当行は(2)(3)で入力・確認された事項を依頼内容とします。
- ② 当行が受信したログインIDまたは電子証明書、ログインパスワードとの一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認用パスワードを使用端末機によって入力してください。

(5) (振込・振替契約の成立)

- ① 依頼内容は、当行が受信した本人確認のためのログインIDまたは電子証明書、ログインパスワード、および確認用パスワードと予め届出のパスワード等との一致を確認した時点で確定するものとします。当行がパスワード等の一致を確認して取扱いしましたう例えば、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 当行は依頼内容確定時(ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻)に、振込・振替資金の引落しを預金口座振替の方法により行います。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
- ④ 振込・振替契約は、本項③に規定する振込・振替資金を当行がご利用口座から引落としたときに成立するものとします。また、この引落しができなかった場合(残高不足、ご利用口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合)は、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱はしません。この場合、当行は、契約者に対し振込・振替資金の引落し不能の旨は通知しません。
- ⑤ 振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

(6) (振込・振替予約における振込・振替資金引落し不能の場合の取扱)

振込・振替予約の場合には、当行は、前項②に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項③に規定する振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱はしません。この場合、当行は、契約者に対し振込・振替資金の引落し不能の旨は通知しません。また、前項③に規定する自動引落しに関して、振込振替指定日にご利用口座からの引落し(みなとビジネスWebによるものに限られません)が複数あり、その引落しの総額がご利用口座の支払可能残高(当座貸越を利用できる金額を含む)を超えるときは、そのいずれを引落とすかは、当行の任意とします。

(7) (依頼内容の変更・組戻し)

- ① 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引のご利用口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、本項②に規定する組戻し手続きにより取扱います。
 - イ. 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ロ. 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- ② 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取り止める場合には、当該取引のご利用口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - イ. 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、当該取引のご利用口座にかかる届出の印章により記名押印してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ロ. 当行は、組戻し依頼書に従って組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ハ. 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ③ 本項①②の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しできないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- ④ 訂正依頼書または組戻し依頼書に使用された印鑑と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたう例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ⑤ 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取り止めはできません。

(8) (使用端末機による依頼の取消)

- ① 振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の前営業日までに限り、使用端末機によって依頼の取消を行うことができます。
- ② 本項①の使用端末機による依頼の取消の取扱については、3.(5)項の規定を準用します。

4. アンサーサービス：料金払込サービス「Pay-easy(ペイジー)」

- (1) 本サービスにおいて、契約者は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます。)の払込を行うため、契約者が使用端末機より払込資金をご利用口座から引き落とすことにより、料金払込サービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金払込」といいます。)の取引を行うことができます。
- (2) 本サービスによる料金払込を依頼する場合には、使用端末機により予め当行が定める方法及び操作手順にもとづいて、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。ただし、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金払込を選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が本サービスに引き継がれます。
- (3) 前項の照会または引継ぎの結果として使用端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、契約者の口座番号、パスワード等その他当行所定の事項を入力してください。
- (4) 当行が受信した本人確認のためのパスワード等と予め届出のパスワード等との一致を確認した場合は、使用端末機の画面に申込内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で料金払込の申込みを行ってください。
- (5) 料金払込にかかる契約は、当行が受信した申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とした時に成立するものとします。
- (6) 料金払込にかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

- (7) 料金払込にかかる契約が成立した後は、料金払込の申込みを撤回することができません。
- (8) 当行は、料金払込にかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (9) 収納機関の連絡により、料金払込が取り消されることがあります。
- (10) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金払込の利用が停止されることがあります。料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。
- (11) 料金払込にかかるサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。
- (12) 前項の利用手数料は、ご利用口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

5. データ伝送サービス

(1) (内容)

- ① データ伝送サービスは、契約者が使用端末機で総合振込、給与（賞与）振込、地方税納付代行、口座振替、代金回収等当行所定のサービスの各データを、予め定められた当行所定の受付時限までに当行所定の方法により送信することで振込事務、納付事務や請求事務等を委託するサービスです。また、入出金明細、振込入金明細の取引照会データを当行所定の方式で照会することができます。
- ② データ伝送サービスの取扱に関するデータの仕様は、当行所定のものとなります。

(2) (対象口座)

データ伝送サービスの対象口座は、予め契約者が当行所定の申込書により指定したご利用口座で、総合振込、給与（賞与）振込、地方税納付代行等の振込資金、納付資金、取扱手数料等の支払指定口座、及び口座振替、代金回収の振替代り金の入金指定口座（支払指定口座と入金指定口座を以下「指定口座」といいます）とします。また、取引照会サービスはご利用口座が対象口座となります。

(3) (資金決済)

- ① 総合振込、給与（賞与）振込、地方税納付代行等の振込資金、納付資金等は予め当行所定の申込書により指定した引落指定日の前日までに支払指定口座へ入金ください。
- ② 振込・納付資金の引落しは支払指定口座より預金口座振替の方法により行います。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。

(4) (振込・納付・請求取引の依頼)

- ① 1日あたりの振込金額または納付金額（以下「振込・納付金額」といいます）は、予め契約者が当行所定の申込書で指定した金額（以下「振込・納付限度額」といいます）の範囲内とします。ただし、その上限は、当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への振込・納付限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込・納付限度額とします。
- ② 本サービスによる振込・納付・請求等の取引を依頼する場合には、予め当行が定める方法及び操作手順にもとづいて、入金指定口座の受取人情報、納付情報、請求情報、ご利用口座、振込・納付・請求金額、振込・納付・請求等の指定日、その他の所定の事項を使用端末機によって、入力してください。当行は入力された事項を依頼内容とします。
- ③ 当行が受信したログインIDまたは電子証明書、ログインパスワードとの一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認用パスワードを使用端末機によって入力してください。

(5) (振込・納付・請求取引の成立)

- ① 依頼内容は、当行が受信した本人確認のためのログインIDまたは電子証明書、ログインパスワード、および確認用パスワードと予め届出のパスワード等との一致を確認した時点で確定するものとします。ただし、振込・納付・請求データが当行所定の仕様と異なる場合はこの限りではありません。当行がパスワード等の一致を確認して取扱いましたうえは、パスワード等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ② 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ 当行は振込・納付資金について引落指定日の当行所定の時刻に、振込・納付資金の引落しを支払指定口座より預金口座振替の方法により行います。この場合、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
- ④ 振込・納付契約は、本項③に規定する振込・納付資金を当行が支払指定口座から引落としたときに成立するものとします。請求契約は本項②の確認の時点で成立するものとします。
- ⑤ 振込・納付資金の引落しに際して、振込・納付資金を支払指定口座から払戻することができない場合（残高不足、ご利用口座の解約、その他正当な理由による支払停止等の場合）は、その依頼がなかったものとして、振込・納付の取扱はしません。この場合、当行は、契約者に対し振込・納付資金の引落し不能の旨は通知しません。また、本項③に規定する自動引落しに関して、引落指定日にご利用口座からの引落し（みなとビジネスWebによるものに限られません）が複数あり、その引落しの総額がご利用口座の支払可能残高（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるときは、そのいずれを引落とすかは、当行の任意とします。
- ⑥ 振込・納付・請求契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または納付・請求の処理を行います。
- ⑦ 振込依頼内容の変更・組戻しの取扱については、3.（5）項の規定を準用します。ただし、納付・請求取引の場合は変更・組戻しの取扱はできません。
- ⑧ 契約者が確認用パスワードにより行ったデータを当行が受信した後は、依頼内容の取消はできないものとします。ただし、データ取消可能な場合は当行所定の方法によるものとします。

6. データ伝送サービス：総合振込

(1) (内容)

総合振込は、契約者が使用端末機で取引先等への振込事務をデータ伝送により当行に委託するサービスです。

(2) (振込先金融機関の範囲)
振込先金融機関の範囲は、当行の本支店ならびに当行が取組可能な金融機関の本支店とします。

(3) (指定口座の確認)
当行に振込を依頼するに当たっては、あらかじめ取引先の指定口座を確認ください。

(4) (振込依頼)
振込依頼は、当行所定の申込書記載の受付時限までに当行に対し当行所定の方法により送信ください。

(5) (振込処理)
当行は、契約者からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に振込手続を行います。

7. データ伝送サービス：給与振込、賞与振込

(1) (内容)
給与振込、賞与振込は、契約者が契約者の役員または従業員（以下「受給者」といいます）に対する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます）を受給者が指定する預金口座へ振込する事務をデータ伝送により当行に委託するサービスです。

(2) (振込先口座)
受給者が、給与の振込を指定する取扱店は、当行の本支店ならびに当行が給与振込の提携をしている金融機関の本支店とし、振込を指定できる預金口座は、本人名義の普通預金または当座勘定とします。

(3) (指定口座の確認)
契約者は、給与振込を行う受給者について、あらかじめ受給者の指定口座の確認を行ってください。

(4) (振込依頼)
契約者は当行所定の申込書記載の受付時限までに、当行に対し当行所定の方法により送信ください。

(5) (振込処理)
当行は、支給者からデータ伝送された振込依頼明細にもとづき、振込指定日に受給者の指定預金口座へ入金されるよう振込手続を行います。

(6) (入金通知)
当行は、受給者に対し給与振込の入金についての通知は行いません。

(7) (支払開始時期)
受給者に対する給与振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前 10 時からとします。

8. データ伝送サービス：地方税納付代行

(1) (内容)
地方税納付代行は契約者である個人市区町村民税・個人都道府県民税（以下「地方税」といいます）の特別徴収義務者（以下「委託者」といいます）が地方税の納付事務をデータ伝送により当行に委託するサービスです。
なお、本サービスは給与税額のみを対象とし、退職税額は取扱できません。

(2) (納付依頼)
納付依頼は、当行所定の申込書記載の受付時限までに当行所定の方法により送信ください。

(3) (納付処理)
①納付指定日は毎月 10 日とします。当日が銀行休業日の場合は翌営業日とします。
②当行は、委託者より送信された納付依頼データに基づき、納付指定日に納付手続をおこないます。

(4) (納付結果の返却)
当行は、7. (3) 項より納付手続を行った後、領収証書等を返却します。

9. データ伝送サービス：口座振替

(1) (内容)
口座振替は、契約者が使用端末機で取引先等への請求事務をデータ伝送により当行に委託するサービスです。別途、当行と「預金口座振替依頼に関する契約書」の締結が必要です。

(2) (請求先金融機関の範囲)
請求先金融機関の範囲は、当行の本支店とします。

(3) (振替依頼)
振替依頼は、申込書記載の日時までに当行所定の方法により当行に対しデータ伝送により行ってください。

(4) (振替処理)
当行は、契約者からデータ伝送された請求明細にもとづき、振替日に当行所定の方法で振替処理を行います。

(5) (口座への入金処理)
当行は、当行所定の日に本項 (4) の振替代り金を契約者の預金口座へ入金します。

(6) (振替処理結果の通知)
当行は、当行所定の日時までに振替処理結果を作成しますので、契約者は当該日時以降に振替処理結果を受信してください。

10. データ伝送サービス：代金回収

(1) (内容)
代金回収は、契約者が使用端末機で取引先等への請求事務をデータ伝送により当行と提携するみなとリース株式会社（以下甲と言います）に委託するサービスです。別途、甲と「預金口座振替依頼による代金回収事務委託契約書」の締結が必要です。

(2) (請求先金融機関の範囲)
請求先金融機関の範囲は、当行の本支店及び甲と提携する国内金融機関の本支店とします。

(3) (振替依頼)
振替依頼は、申込書記載の日時までに当行所定の方法により当行に対しデータ伝送により行ってください。当行は甲に請求明細を

データ伝送します。甲は、契約者からデータ伝送された請求明細にもとづき、甲所定の方法で金融機関に振替依頼を行います。

(4) (口座への入金処理)

甲は、金融機関における口座振替の結果にもとづき、甲所定の日に本項(3)の振替代り金を契約者の預金口座へ入金します。

(5) (振替処理結果の通知)

甲は、甲所定の日時まで振替処理結果を作成しますので、契約者は当該日時以降に振替処理結果を受信してください。

1.1. データ伝送サービス：取引照会サービス

(1) (内容)

取引照会サービスは、本サービスのご利用口座について、当行所定の期間の入出金明細及び振込入金照会を提供するサービスです。

また、当行所定のレコード・フォーマットによるファイルを取得できるサービスです。

(2) (対象口座)

①取引照会サービスの対象口座は、予め契約者が当行所定の申込書により指定した預金口座とします。

②取引照会サービスの利用に際しては、予め届出のログインIDまたは電子証明書、ログインパスワードとの一致を確認したとき、当行は送信者を契約者本人とみなしてデータの送信を行います。

③当行が本項②によりデータ送信を行ったうちは、本人確認のための「パスワード等」の盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(3) (通知内容の変更等)

当行がデータの送信を行った後に取引内容の変更があった場合には、すでに送信した内容を変更または取消することがあります。

1.2. 取引内容の確認等

①本サービスにより取引を行った場合は、お取引後及び振込・納付・振替指定日以後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定取引明細表により取引内容を照合してください。また本サービスによる振込・振替・納付取引の内容は、使用端末機により、当行所定の期間・方法によって照合することができます。

②万一、取引内容等に相違があるときは、直ちにその旨を当行に連絡してください。

③契約者と当行の間で取引内容に疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

1.3. 取扱手数料

(1) 本サービスの利用に際しては、当行所定の契約料、基本手数料をいただきます。手数料は、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、ご利用口座から自動的に引落とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

(2) 本サービスによる振込振替サービス、総合振込、給与(賞与)振込、地方税納付代行、口座振替、代金回収の受付にあたっては、当行所定の振込手数料、給与振込手数料、地方税納付代行手数料、口座振替手数料等をいただきます。振込手数料等は、預金通帳・払戻請求書または小切手なしで、ご利用口座から当行所定の方法により自動的に引落とします。

(3) 3.(7)項に規定する変更・組戻しの受付にあたっては、当行所定の変更・組戻し手数料をいただきます。

1.4. 届出事項の変更等

(1) ご利用口座・印章・名称・住所・電話番号・電子メールアドレスその他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法によって、当行に届出てください。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 前項届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類、電子メール等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) 使用端末機等の紛失・盗難等があったときには、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、破棄する場合、契約者は事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、パソコンの譲渡、破棄により新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールを行うものとします。

1.5. 取引または機能の追加・休止等

(1) 本サービスに今後追加される取引または機能について、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部の取引または機能についてはこの限りではありません。

(2) 当行は事前に契約者に通知することなく、本サービスの内容を変更・休止できるものとします。

1.6. 海外からのご利用

本サービスは原則として国内からの利用に限るものとし、契約者は海外からの利用について、各国の法令、事情、その他の事由により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があることに同意するものとします。

1.7. 免責事項等

次の各号の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由により振込・振替資金、納付資金等の入金不能、入金遅延等があったとき。

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害ならびに電話・インターネットの不通により振込・振替資金、納付資金等の入金不能、入金遅延等があったとき。

(3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により振込・振替資金、納付資金等の入金不能、入金遅延等があったとき。

(4) 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の確認手段を行った上で送信者を契約者とみなし取扱を行った場合において、使用端末機、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正利用その他の事故があったとき。

(5) 申込書類等に使用された印章と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行った場合に、それらの

書類につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったとき。

- (6) 金融機関（当行）及び金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき。
- (7) 次の場合には本サービスを利用することができません。
 - ① 停電、故障等により取り扱いできない場合
 - ② 申込内容に基づく振込振替・払込・納付金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が、手続時点において契約者の口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合
 - ③ 1日あたりまたは1回あたりの利用金額が、当行所定の金額を超える場合
 - ④ 契約者の口座が解約済みの場合
 - ⑤ 契約者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑥ 差押等やむをえない事情があり当行が不適当と認めた場合
 - ⑦ 料金払込サービスにおいて、収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑧ 当行所定の回数を超過してパスワード等を誤って契約者の端末機に入力した場合
 - ⑨ その他当行が必要と認めた場合

18. 解約等

- (1) 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の申込書によるものとします。
- (2) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 代表口座が解約されたときは、本サービスも解約されたものとみなします。また、ご利用口座が解約されたときは、その口座にかかるサービスの利用が解約されたものとみなします。
- (4) 契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行がこの契約を解除するときは、当行が契約者にその旨の通知することなく本サービスを解約することができるものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、もしくは今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき。
 - ② 相続の開始があったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
 - ⑤ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じたとき。
 - ⑥ 当行への本規定にもとづき届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
 - ⑦ 1年以上にわたり取引照会サービス、振込振替サービスその他当行所定のサービスのいずれも利用がないとき。
 - ⑧ 解散、その他営業活動を休止したとき。
 - ⑨ パスワード等を不正に使用したとき。
 - ⑩ その他、前各号に準じ当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じたとき。

19. 関係規定の適用・準用

- (1) この規定に定めのない事項については、関係する預金規定・総合口座規定・当座勘定規定・口座振替規定等により取扱います。
- (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱でこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
- (3) なお、各規定は必要に応じて当行本支店の窓口へご請求ください。

20. 規定の変更

- (1) 本規定の内容については、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、相当の事由があると認められる場合ならびに契約者の不利益とならないと認められる場合には1ヶ月未満に短縮できるものとします。

21. 契約期間

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

平成24年10月9日現在